

一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の担い手の育成及び確保を図るため、経営規模の拡大、農業生産性の向上及び効率化等に取り組み、経営発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設等の導入を支援するため、予算の範囲内において、一宮町地域農業担い手支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（補助対象者等）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に所在地又は住所を有する者であって、町内で農業を営む次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産組織（3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等をいう。以下同じ。）
- (2) 認定農業者
- (3) 認定新規就農者

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、農業の生産性の向上及び効率化を図るために、購入する農業用機械施設等で、別表第1のとおりとする。

3 補助対象者ごとの経営規模区分、目標区分及び補助率は、別表第2のとおりとする。

4 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含む農業用機械施設等の購入に要する経費とする。

5 補助金の交付は、補助対象者が補助金の交付を受けた年度から起算して、3年を経過していなければ、次の補助金の交付を受けることはできない。なお、補助対象者が第1項第1号に該当する場合も同一経営体とみなすものとする。また、補助対象者が他の生産組織で交付を受ける場合も、同一経営体としてみなすものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等をし、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、一宮町地域農業担い手支援事業補助金

交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることがある。

（交付の条件）

第5条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了せず、又は事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（変更の申請）

第6条 補助事業者は、前条第1号及び第2号の規定により、町長の承認を受けようとする場合には、一宮町地域農業担い手支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、規則第12条の規定により、実績報告をしようとする場合には、一宮町地域農業担い手支援事業実績報告書（別記第4号様式）を、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（請求書）

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を、町長に提出しなければならない。

（目標達成状況報告）

第10条 補助事業者は、各年度における目標達成状況を一宮町地域農業担い手支援事業目標達成状況報告書（別記第7号様式）により、当該年度の翌年度の6月30日までに町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助金の交付を受けた年度から起算して、3年度分まで行うものとする。ただし、その間に目標を達成した場合は、達成した年度分までとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から起算して、3年度分までに目

標を達成できなかった場合は、一宮町地域農業担い手支援事業目標達成改善状況報告書（別記第8号様式）により、速やかに町長に報告しなければならない。

- 4 町長は、前項の規定による報告があった場合は、改善のための必要な措置を命ずるとともに、その履行を確認しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	対象となる機械等の種類 (本事業のみの申請の場合、新品のみとする。)	備考
水 稲	乗用田植機、トラクター、自脱型コンバイン、もみすり機、乾燥機、その他町長が認める農業用機械等	
露地野菜	播種機、定植機、管理作業機、収穫機、出荷調整機械、土づくり機械、防除機、その他町長が認める農業用機械等	
施設園芸	パイプハウス、低コスト耐候性ハウス、高設栽培施設、養液栽培施設、ハウスの省エネ施設、省力化機械、被害防止施設（多目的防災網等）、防除機、集出荷施設、小型予冷庫、その他町長が認める農業用機械等	
畜 産	自動給餌機、自動給水機、自動飼料調製機、自動搾乳機、保温機、その他町長が認める農業用機械等	
スマート農業	自動操縦装置、ロボット草刈機、農業用無人車、乗用収穫機、収穫ロボット、ドローン、データ駆動型農業に資する機械、スマート哺乳システム、その他町長が認める農業用機械等	パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は対象外

別表第2（第2条関係）

補助対象者	経営規模区分	目標区分（1つ選択）	補助対象経費の補助率
1. 生産組織	(1) 水稲 30ha以上 (2) 水稲以外 1ha以上	ア 現状の経営面積から、 3%以上の拡大 イ 現状の売上げから、 3%以上の増加 ウ 農業経営の法人化	①本事業のみの申請者 補助対象経費の1/3以内 (上限150万円) ②国・県補助事業の上乗せ補助の申請者 補助対象経費から国・県補助分を差し引いた額の1/3以内 (上限150万円)
	(1) 水稲 30ha未満 (2) 水稲以外 1ha未満	ア 現状の経営面積から、 5%以上の拡大 イ 現状の売上げから、 5%以上の増加 ウ 農業経営の法人化	
2. 認定 農業者	(1) 水稲 5ha以上 (2) 水稲以外 0.5ha以上	ア 現状の経営面積から、 5%以上の拡大 イ 現状の売上げから、 10%以上の増加 ウ 農業経営の法人化	補助対象経費から国・県補助分を差し引いた額の1/3以内 (上限150万円)
3. 認定新規 就農者	(1) 水稲 5ha未満 (2) 水稲以外 0.5ha未満	ア 現状の経営面積から、 8%以上の拡大 イ 現状の売上げから、 10%以上の増加 ウ 農業経営の法人化	

備考 目標区分に掲げた目標は、補助事業実施年度の翌々年度末までに達成する目標とする。

別記

第1号様式（第3条）

一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付申請書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

一宮町地域農業担い手支援事業補助金の交付を受けたいので、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施主体				
経営規模区分				
目標区分				
事業対象機械施設等				
事業費				円
負担区分	国・県補助金	町補助金	自己負担	
着工（予定）年月日	着工（予定）年月日		竣工（予定）年月日	
竣工（予定）年月日				
目標効果	現状	1年度目	2年度目	3年度目
事業完了（予定）年月日				
添付書類	1 住民票や登記事項証明書（法人）等 2 納税証明書（町税）等 3 見積書 ※3者以上 4 カタログ等 5 その他			

第2号様式（第4条）

一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）様

一宮町長 印

年 月 日付けで申請のあった一宮町地域農業担い手支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

1 補助金の額

- (1) 補助対象経費 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 一宮町補助金等交付規則及び一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、目標を達成した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- (3) 取得した農業機械施設等は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、当該農業機械施設等の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 取得した農業機械施設等は、「大蔵省令」に定められている耐用年数に相当する機関（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、「農林省令」に定められている処分制限期間に相当する機関において、処分（破棄し、譲渡し、交換し、又は担保に供することその他これに類する行為をいう。）してはならない。

第3号様式（第6条）

一宮町地域農業担い手支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

年 月 日付け第 号で交付決定のあった一宮町地域農業担い手支援事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

変更・中止・廃止の理由	
変更の内容 (補助金の額を含む)	(変更前)
	(変更後)
変更・中止・廃止年月日	年 月 日
添付書類	1 変更等の内容詳細が分かるもの 2 その他

一宮町地域農業担い手支援事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日

申請のとおり 承認する。
承認しない。

一宮町長

印

第4号様式（第7条）

一宮町地域農業担い手支援事業実績報告書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

年 月 日付け第 号で交付決定のあった一宮町地域農業担い手支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

補助対象者区分					
経営規模区分					
目標区分					
事業対象 機械施設等	名称				
	保管場所				
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日		
交付決定額		円			
概交付額		円			
補助対象経費精算額		円			
事業費		円			
負担区分	国・県補助額	町補助金	自己負担		
添付書類		1 契約書（写し） 2 納品書、請求書及び領収書の写し 3 完成写真又は機械導入後の写真 4 その他（ ）			

第5号様式（第8条）

一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）様

一宮町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった一宮町地域農業担い手支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

事業対象機械施設等	
補助対象経費精算額	金 円
交付確定額	金 円

第6号様式（第9条）

一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付請求書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）[㊞]

年 月 日付け第 号で確定のあった一宮町地域農業担い手支援事業補助金について、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込口座

銀行・農協・信用金庫 信用組合・労働金庫		本・支店
普通・当座	口座番号	
フリガナ		
口座名義	※通帳の名義欄に記載されているとおり、記入してください。	

第7号様式（第10条）

一宮町地域農業担い手支援事業目標達成状況報告書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

一宮町地域農業担い手支援事業の目標達成状況について、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業概要

事業実施主体	
事業実施年度	
目標区分	
目標達成（予定）年度	

2 目標達成状況

目標区分	目標達成状況 (上段：計画 下段：実績)			1年度 目標達成 状況(%)	2年度 目標達成 状況(%)	3年度 目標達成 状況(%)
	1年度目	2年度目	3年度目			

※実績値が確認できる書類を添付すること。

第8号様式（第10条）

一宮町地域農業担い手支援事業目標達成改善状況報告書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体名及び代表者名）

一宮町地域農業担い手支援事業の目標達成状況について、一宮町地域農業担い手支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 事業概要

事業実施主体	
事業実施年度	
目標区分	
目標達成（予定）年度	

2 目標達成状況

目標区分	目標達成状況 (上段：計画 下段：実績)			4年度 目標達成 状況(%)	5年度 目標達成 状況(%)	6年度 目標達成 状況(%)
	4年度目	5年度目	6年度目			

※実績値が確認できる書類を添付すること。

3 目標達成できなかった理由

4 目標達成のための改善方法